

児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

公表：令和 6 年 3 月 1 日

事業所名 たむら地方児童発達支援センター 職員数 6 名

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	6		部屋数が多いので、使用目的をわかりやすくしている。	
	2	職員の配置数は適切である	6		配置基準上適正である。	
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	6		未就学児にもわかりやすいマークなどを使用し、空間の構造化をしている。トイレは幼児用のステップや補助便座も用意している。	
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	6		感染症対策として、毎日、清掃・消毒・換気を行っている。	
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	6			
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	6			
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	6		事業所評価の結果は、当事業所のホームページでの公表、玄関内での掲示、保護者様へ配布している。	
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		6		
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	6		リモートを活用する等、感染症に留意しながら研修に参加している。	
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	6		見学・体験時の保護者様との面談や利用時の聞き取りからニーズを把握し、行動観察の記録、外部の発達検査をもとに、計画書を作成している。	
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	6		外部でとった検査結果等からも発達の状況を把握し、独自のアセスメントツールを利用している。	
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	6			
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	6		年に2回、また必要な際に見直しを行い、保護者様に了承を得て実施している。	
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	6		利用児の状況に応じて、集団・個別の支援を組み合わせている。	
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	6		曜日やグループごとに内容が異なり月ごとに工夫して行っている。	
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	6			
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	6			
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	6			
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	6			

	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	6			
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	6			
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	6			
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	6		現在該当する未就学児の在籍はないが、必要に応じて連携した支援を行う。	
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	6		現在該当する未就学児の在籍はないが、必要に応じて連携した支援を行う。	
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	6		移行先や保護者様の要望に応じて、移行支援会議を行っている。園へスタッフが訪問し、保護者様了承のもと情報共有をしている。	
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	6		移行先や保護者様の要望に応じて情報共有をしている。	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	6			
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	6			ほとんどのお子さんが地元の園に通っており、入園前のお子さんも子育て広場を利用し、地域の中で共に過ごす環境が整っている。その為、あえて場の設定はしていない。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	6			
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	6			
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	6			
保護者への説明責任	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	6			
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	6			
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	6		毎利用時に聞き取りをし、保護者の要望に応じて個別に管理者との面談の機会も設けている。	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	6		父母の会・保護者会はないが、集いの場を月1回程度提供(開催)している。	
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	6			
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	6		母体となる協会が定期的に発行する広報誌やホームページより情報発信している。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	6			

	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	6		絵カード・写真カードなどを使用しているコミュニケーションやスケジュール提示を行っている。	
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	6		行事の開催はないが、学生・教職員の見学や実習受け入れはしている。	
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	6		年1回保護者様にマニュアルを配布している。	
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	6		月1回非常時の訓練を実施している。	実施しているが、その様子をホームページなどで発信していく。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	6		利用開始時に、服薬・既往症の確認をしている。	てんかん発作の記録表を保護者様と共有して状態確認している。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	6			
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	6			新任研修の際、スタッフが読み合わせしている。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	6		年1回、基幹相談支援センターの研修に参加している。	
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	6			現在該当者はいない。今後必要性がある場合は、対応していく。